

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、海上警備等手当の支給される職員の範囲を拡大する等を行うこと。（別表第五関係）

二 この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）